

第5章 人権施策の推進に向けて

人権とは、すべての人が生まれながらに有する権利であり、誰もが幸せに暮らすために欠かすことができない大切なものです。

一方で、社会情勢の変化や人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権問題は、ますます多岐にわたり、複雑化しています。

そのような中、本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会の実現」に向けては、市民一人ひとりが様々な人権問題について関心と理解を深め、人権に関する豊かな感覚と問題意識を持ちながら、その解決に取り組む必要があります。

そして、市は、日常の業務の遂行はもとより、あらゆる施策の根底に人権の尊重の視点を置いて人権行政を推進するとともに、すべての市職員は、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、人権の尊重が行政の根底にあることを理解し、職務を遂行します。

1 推進体制

本基本方針に基づく人権施策を全庁的に推進するため、市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市人権施策推進本部」において、施策の推進、総合調整及び進捗管理を行います。

また、学識者や市民等から構成される「丹波市人権行政推進審議会」を設置し、人権施策の推進のあり方や本基本方針の推進について意見を聴くとともに、社会情勢に大きな変動があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合には、市長から同審議会に諮問します。

2 市民等の参画と協働

本方針の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会の実現」は、市の取組だけでは達成できるものではありません。市民をはじめ、事業者、団体等が主体的に取り組むことが必要であることから、市民、事業者、団体など多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ互いに協力する「参画と協働」のもとで推進していかなければなりません。

3 関連機関、団体等との連携

人権施策の推進にあたっては、国・県関係機関及び他市町、市内関係組織、民間団体等との連携を図り、互いに協力して幅広く推進していきます。